

山梨県公報

第千二百二十三号

平成十三年

八月三十日

木曜日

目次

道路の区域変更	四七五
県営土地改良事業の完了	四七五
字の区域変更	四七五
土地改良事業施行の協議に対する同意	四七六
公告	
平成十三年年度製菓衛生師試験の実施	四七六
土地改良区役員の退任及び就任(二件)	四七七
人事委員会	
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	四七九
公安委員会	
遊技機の型式の検定	四七九

告示

山梨県告示第百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡東地域振興局塩山建設部において、この告示の日から平成十三年九月二十日まで一般の縦覧に供する。
平成十三年八月三十日

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 杣口塩山線
- 三 道路の区域

山梨県知事 天 野 建

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延(メートル)長
---	---	------	-------------	----------

東山梨郡牧丘町杣口字小倉原二七九番の一地先から	旧	四・〇	四三〇・〇
東山梨郡牧丘町杣口字東上一七〇四番の六地先まで		一三・〇	
東山梨郡牧丘町杣口字小倉原二七九番の一地先から	新	九・六	三六一・〇
東山梨郡牧丘町杣口字東上一七〇四番の五地先まで		二〇・〇	
東山梨郡牧丘町杣口字小倉原二七九番の一地先から	新	九・六	三六一・〇
東山梨郡牧丘町杣口字東上一七〇四番の五地先まで		二〇・〇	

山梨県告示第百八十三号

県営土地改良事業(百田地区緊急整備畑地帯総合整備)の工事は、平成十三年三月十七日をもって完了した。
平成十三年八月三十日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第百八十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、明野村長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があった。なお、この処分は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。
平成十三年八月三十日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	変更後の字の区域
大字三之蔵字明王一九二の一、一九九の三、一九三から一九七まで、二〇〇の一部、二〇六、二〇七、二〇九、一一〇、一一一、一一二、一一三、一一四、一一五、一一六、一一七、一一八、一一九の二から一九の四まで、二二〇の一部、二二二の一、二二二の二	大字三之蔵字柳田

<p>の二、一一三三、一一三三、一一三三、一一三三の二、一一三三、一一三三及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の一部</p>	<p>大字三之蔵字柳田一一七〇の一部</p>	<p>大字三之蔵字明王</p>	<p>大字三之蔵字東道添</p>
<p>大字三之蔵字道中四四〇、四四一の一部、四四二の一部、四四三の一部、四四四から四四八まで、四四九の一部、四五〇の一部、四五一から四五三まで、四五四の一部、四五五の一部、四五七の一部、四五八、四五九、四六一から四六五まで、四六七、四六八、四七〇の一部、四七三の一部、四七六、四七七から四八〇までの各一部、四八三から四八五までの各一部、四八六から四九〇まで、四九一の一部、四九六の一部、四九七の一部、四九八から五〇二まで、五〇三の一部、五〇四の一部、五〇五の一部、五〇六から五〇九まで、五一〇の一部、五一二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部並びに四三八の一、四三九に隣接する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大字三之蔵字根木田六八五の一部、七二五の二の一部、七五三の一部及びこれらの区域に介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字三之蔵字根木田</p>	<p>大字三之蔵字西田三三五の一部、三三六の一部、三三八の一部、三四二の二の一部、三四二の三の一部、三四二の四、三五三の五の一部</p>
<p>大字三之蔵字西田二八〇の二の一部、三八一の二の一部、三八二の一部、三八三、三八五、三八六の二の一部、三八七の二の一部</p>	<p>大字三之蔵字道中</p>		

<p>の二、三八八の二の一部、三九二の二の一部、三九三の二の一部、三九四、三九五の二、三九五の二、三九六から三九九まで、四〇〇の二の一部、四〇五の二の一部、四〇六の二の一部、四〇七から四一二まで、四一四、四一六の二の一部、四一八の二の一部、四一九の二の一部、四二二、四二四から四三六まで及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の一部</p>	<p>大字三之蔵字西田</p>
<p>大字三之蔵字中原二六二の二、二六四及び二六〇、二六一に隣接する水路である国有地の全部</p>	
<p>大字三之蔵字ソリメ八三六の二及びこの区域に隣接する水路である国有地の一部</p>	
<p>大字三之蔵字中原二六七の一、二六七の四に隣接する道路である国有地の全部</p>	
<p>大字三之蔵字根木田五一三の二の一部、五一三の三の一部、五一五の四の一部、五二〇の四の一部、五二二の二の一部、五二八の二の一部及びこれらの区域に隣接する道路である国有地の全部</p>	

山梨県告示第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十三年八月二十日に土地改良事業（柳沢・山高地区基盤整備促進事業）の施行について同意した。

平成十三年八月三十日

山梨県知事 天 野 建

公 告

平成十三年製菓衛生師試験の実施
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第百十五号）第四条第一項の規定により、平成十三年年度製菓衛生師試験を次のとおり実施する。

平成十三年八月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 試験日時

平成十三年十一月二十七日(火) 午前九時から正午まで

二 試験場所

甲府市丸の内一丁目五番四号 恩賜林記念館大会議室(舞鶴城公園内)

三 試験科目

- 1 衛生法規
- 2 公衆衛生学
- 3 食品学
- 4 食品衛生学
- 5 栄養学
- 6 製菓理論及び実技

四 受験資格

次のいずれかに該当する者

- 1 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十七条に規定する者(旧国民学校令(昭和十六年勅令第四百八十八号)による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校の二年の課程を修了した者又は製菓衛生師法施行規則(昭和四十一年厚生省令第四十五号。以下「省令」といふ。)附則第二項で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者を含む。以下同じ。)であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- 2 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したものの
- 3 製菓衛生師法の施行の際現に菓子製造業に従事している者(学校教育法第四十七条に規定する者を除く。)であつて、菓子製造業に従事した期間が、製菓衛生師法の施行の日において三年を超えているもの又は同法の施行の日後三年を超えるに至つたもの

五 受験願書の受付期間

平成十三年十月十五日(月)から同月十九日(金)まで

六 提出書類

- 1 受験願書
- 2 履歴書
- 3 四に掲げる受験資格を有する者であることを証する書類

4 写真(出願前六月以内に無帽で正面上半身を撮影した名刺型の写真で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの)一枚

5 省令第四条の二の規定により試験科目の免除を受けようとする者にあつては、当該免除を受ける資格を有することを証明する書類

七 受験願書の提出先

住所を所管する保健所とする。ただし、山梨県外に住所を有する者は、山梨県福祉保健部衛生業務課とする。

八 受験手数料

九千四百円(受験願書に九千四百円に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印はしないこと。)

手数料は、出願を取り消し、又は受験しなかつた場合でも還付しない。

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、四方津土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があつた。

平成十三年八月三十日

山梨県知事 天 野 建

一 退任

役職名	氏名	住所	退任年月日
理事	小俣 一郎	北都留郡上野原町四方津二二八九番地	平成十三年四月三十日
	小俣 克同	一三三二番地	
	加藤 正司同	一一四九番地	
	関原 公元同	一一九六番地	
	小俣 節也同	八四五番地	
	小俣 長二同	一三〇七番地	
	加藤 毅同	一一九三番地	
	小俣 武光同	一〇一八番地	
監事	関原 秀夫同	一二九二番地	
	天野 博同	九二八番地	

二 就 任

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	小俣 一郎	北都留郡上野原町四方津二二八九番地	平成十三年五月一日
	加藤 正司	同 一四九番地	同
	小俣 克同	同 一三二一番地	同
	小俣 長二	同 一三〇七番地	同
	関原 公元	同 一二九六番地	同
	加藤 毅	同 一一九三番地	同
	久島 邦夫	同 川合二二五一番地	同
	小俣 啓	同 四方津九七三番地	同
監事	関原 秀夫	同 一二九二番地一	同
	天野 博	同 九二八番地	同

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、忍草土地改良区から次のとおり役員が退任及び就任した旨届出があった。

平成十三年八月三十日

一 退 任

山梨県知事 天 野 建

役職名	氏 名	住 所	退 任 年 月 日
理事	大森 秋利	南都留郡忍野村忍草二二二番地	平成十三年三月二十三日
	天野 隆光	同 一一〇五番地	同
	大森 玉一	同 二二六番地	同
	天野 五七	同 四七九番地	同
	渡辺 正彦	同 一〇八三番地	同
	大森 康規	同 一九二番地	同
	大森 金造	同 七三四番地	同

二 就 任

	天野 保吉	同 二四〇番地	同
	渡辺宗太郎	同 四二六番地	同
	渡辺 明	同 二三二番地一	同
	大森 国生	同 五四五番地	同
	渡辺 吉武	同 七六七番地	同
監事	天野 良策	同 一八八三番地一	同
	天野 泉	同 九〇〇番地七五	同
	渡辺 尚	同 一五二四番地	同

役職名	氏 名	住 所	就 任 年 月 日
理事	天野 隆光	南都留郡忍野村忍草二一〇五番地	平成十三年三月二十四日
	天野 保吉	同 二四〇番地	同
	大森 一行	同 二九〇一番地	同
	渡辺 一臣	同 三四番地	同
	渡辺 俊訓	同 二五三番地	同
	大森 君忠	同 二〇四番地	同
	天野 栄一	同 一〇八七番地	同
	渡辺 吉武	同 七六七番地	同
	大森 美生	同 三六六番地	同
	天野 一兵衛	同 三三〇六番地	同
	渡辺 忠吉	同 二二六番地二	同
	大森 勝光	同 四三二番地	同
監事	天野 良策	同 一八八三番地一	同
	天野 泉	同 九〇〇番地七五	同
	渡辺 好良	同 一五四四番地	同

人事委員会

山梨県人事委員会規則第二十六号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十三年八月三十日

山梨県人事委員会

委員長 堀内 茂

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和四十六年山梨県人事委員会規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二十五条の四中「、土木部に所属し」を「、土木部、地域振興局企画振興部、地域振興局建設部又は工事検査課に勤務し」に改める。

第三十二条の十二第二項第二号(一)中「二等航空整備士」を「一等航空整備士」に改め、同号(二)中「三等航空整備士」を「二等航空整備士」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則の規定は、平成十三年四月一日から適用する。

公安委員会

遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十一号）第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十六年八月二十九日までとする。

平成十三年八月三十日

山梨県公安委員会

委員長 風間 善 樹

申請者氏名又は名称及び住所	型式	概要
	遊技機の種類	
	型式名	製造又
	検定番号	

株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第五）	パドキドキ ツイレイ	株式会社大都技研	一四〇二三八
株式会社大都技研 代表取締役 木原海俊 東京都葛飾区小菅二丁目八番九号	回胴式遊技機 規則第六条第五号（別表第五）	スロロンフ	株式会社大都技研	一四〇二九〇

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番